

26年度診療報酬改定 FAX ニュース④

大阪府保険医協会

2026年7月1日

在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料2 「平均使用時間」のレセプト記載が必要に

2026年度診療報酬改定において、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料2（240点）の算定にあたって、「CPAP療法を実施している睡眠時無呼吸症候群の診断が得られている入院外の患者については、使用時間等の着用状況、無呼吸低呼吸指数等がモニタリング可能な機器を活用した上で、当該指導管理を実施する月の前月までの3月の間、すべての月で1月当たりの1日平均使用時間が1時間未満である場合には、当該指導管理料を算定しない。」

（当該保険医療機関でCPAP療法を開始してから3月以内の患者は除く）（留意事項通知（6））という要件が新設されました。この考え方について、ご紹介します。

例）6月（7月レセプト請求分）の指導管理の場合

指導月＝6月	前月＝5月	2月前＝4月	3月前＝3月	管理料240点の算定可否
例1	1時間以上	1時間以上	1時間以上	○ 算定可
例2	1時間以上	1時間未満	1時間未満	○ 算定可
例3	1時間未満	1時間未満	1時間未満	× 算定不可

※「すべての月で1月当たりの1日平均使用時間が1時間未満」とは、前月、2月前、3月前のすべてが1時間未満であることを意味し、1月（ひとつき）でも1時間以上の月がある場合は算定可能です。1日平均使用時間は、使用していない日も含めて計算します（6月なら、30日で平均を出します）。例3のように在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料2が算定できない場合でも、在宅持続陽圧呼吸療法用治療器加算、在宅持続陽圧呼吸療法材料加算、乳幼児呼吸管理材料加算は算定できます。

また、レセプトへ記載事項として、「直近3月のCPAP1日平均使用時間」が追加されています。（追加された部分のみ抜粋）

レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言
852100017	前月のCPAP1日平均使用時間
852100018	2月前のCPAP1日平均使用時間
852100019	3月前のCPAP1日平均使用時間

※「持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算」の算定の有無に関係なく、記載が必要です。

大阪府保険医協会

〒556-0021 大阪市浪速区幸町 2-2-20-401 TEL 06-6568-7721 FAX 06-6568-2389